

倉敷市動物愛護管理審議会議事録

日時 令和元年10月4日(木) 13:30~15:30

場所 倉敷市保健所 202会議室

出席者 國近会長・垣野副会長・浅野委員・今林委員・生水委員・亀森委員・亀山委員・松本委員・湯川委員・横溝委員

以上10名

欠席者 安原委員 1名

傍聴者0名 報道機関0社

1. 開会

吉岡参与挨拶

事務局：

本日の出席委員は10名で、安原委員がご欠席ですが、委員総数の半数以上が出席でありますので、倉敷市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第12条第2項の規定により会議が成立することをまずご報告いたします。また、本日は傍聴の方、報道の方はおられないことも御報告させていただきます。それでは、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご確認ください。

1ページから4ページが本日の説明資料になります。資料を確認できましたでしょうか。では、これからは司会進行を國近会長にお願いしたいと思います。その前に皆さまにお願いしたいことがあります。議事録を作成する関係で録音をさせていただいていますので、発言される場合は、なるべくマイクを通していただけますようよろしくお願いいたします。

では、会長よろしくお願いいたします。

2. 議事

会長：

それでは会議次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。まず、資料が準備できているようですから、事務局の方から説明をお願いします。

事務局：

それでは、資料の説明をさせていただきます。お手元の資料と同様の内容を前のスライドに映

して説明させていただきます。まず、今回の審議事項ですが、答申書の具体的な内容についてになります。前回の審議を受けまして答申書の案を作成しております。お手元の資料の1ページをご覧ください。そこに答申書の案を載せています。これを基に今日の審議で答申を確定させていただければと思います。まず、一通り答申案の内容を読ませていただきます。1ページの資料を見ていただいてもかまいませんし、それと同じ内容を項目ごとに順番に前のスライドにお示しします。

まず1といたしまして、猫の不妊・去勢手術助成制度について、保健所に収容する猫の9割が幼齢の猫であり、また、毎年、市民からの猫に関する苦情・相談が多く寄せられています。猫の収容数や猫に関する苦情を減らすために、猫の不妊・去勢手術の促進が有効であり、手術実施に対して助成制度を設けるのは適当と思われる。また、助成制度創設後は、その効果の検証や制度の見直しも必要だと思われる。

2、助成対象とする猫について、保健所に収容する猫の8割は所有者のいないと思われる幼齢の猫です。このため所有者のいない猫の繁殖を防ぐためにも、所有者のいない猫を助成対象とすることが適切であると思われる。飼い猫については、手術は本来所有者が行うべきことであるので、まずは、所有者のいない猫を助成対象とし、飼い猫の手術の助成については将来的な検討事項であると思われる。

なお、飼い猫を誤って保護し手術することを防止するために、保護等の実施にあたっては地域に十分周知することが必要と思われる。

3、助成金額について、費用の全額を助成する必要はないと考えますが、動物病院での手術費用や他自治体の助成額等を参考に、申請者の負担が大きくなるような金額を助成することが望まれます。

4、助成対象者について、実施にあたっては、動物の命を大切に考え、猫に不妊手術を受けさせ猫の寿命を全うさせようとする市民等が、利用しやすい助成制度となるよう配慮し、地域における所有者のいない猫に関する諸問題の解決の一助としてください。

以上が答申書の案であります。

これらの内容をもとに修正がありましたら、その内容にもよりますが、この場でスライドを修正していきます。誤りがないようにするためにご意見をいただきながら、すぐに修正していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上で説明をおわります。

会長：

ありがとうございました。今回は、まず、前回にいただいた意見を集約してまとめられたものが答申案として示されております。そして、この中では前回と同様に4つの項目に分けて審議させていただきたいと思っております。

最初に、猫の不妊・去勢手術助成制度について、必要か否かということで必要であるということが述べられており、その具体的な文言について後で修正していきたいと思っておりますし、2番目には助成対象とする猫について、いろんな意見がありましたが、それを集約して、少し抽象的ではありますが、幅広く集約するとこのような表現になるのではないかとということです。そして、3番目に助成金の金額についてですが、前回、具体的に近いような金額も出ておりましたが、金額を明確に書くのではなくて、幅広く書いて、最終的には利用者の負担が大きくならないような意見があったことでの答申の案であり。また、4番目の対象者についても、利用しやすい制度となるように配慮しということで示されています。

この内容で一応、答申ということイメージし、集約していただいております。まず、最初に猫の不妊・去勢手術助成制度について、具体的に今スライドの方にもでていますが、1番の中で文言をそれぞれについて、意見をいただきながら文章等を含めて答申を完成に近づけていきたいと思っております。

(1) 猫の不妊去勢手術助成制度について

会長：

では、最初の猫の不妊・去勢手術助成制度について、そんなに長くないので、もう一度読ませさせていただきますが、保健所に収容する猫の9割が幼齢の猫であり、また、毎年、市民からの猫に関する苦情・相談が多く寄せられています。猫の収容数や猫に関する苦情を減らすために、猫の不妊・去勢手術の促進が有効であり、手術実施に対して助成制度を設けるのは適当と思われます。また、助成制度創設後は、その効果の検証や制度の見直しも必要だと思われます。ということで助成制度については答申できればと思っておりますが、何か意見等がありますか。

もう一度、最後までいって、また返ってもいいと思っておりますが、とりあえず助成制度は必要だということを示しており、また、それだけでなく、制度を作った後も検証や見直しが必要だということも含めて書かれているので、このままで、まずは、皆さん意見はないでしょうか。

はい、それでは念のため、特に意見のない方は挙手をしていただけますか。

はい、ありがとうございます。それでは1番の助成制度については、これでいいということで。

(2) 助成対象とする猫について

会長：

2番の助成対象とする猫については、もう一度読ませていただきますと、保健所に収容する猫の8割は所有者のいないと思われる幼齢の猫です。このため所有者のいない猫の繁殖を防ぐためにも、所有者のいない猫を助成対象とすることが適切であると思われます。飼い猫については、手術は本来所有者が行うべきことであるので、まずは、所有者のいない猫を助成対象とし、飼い猫の手術の助成については将来的な検討事項であると思われます。なお、飼い猫を誤って保護し手術することを防止するために、保護等の実施にあたっては地域に十分周知することが必要と思われます。

ここでは、所有者のいない猫を助成対象とすることと、大きくは飼い主のいる飼い猫については将来の検討事項ということで、今回は対象としないという内容が示されているものと思われませんが、具体的に文言等について、てにをはを含めて何か皆さん意見がありましたらお願いいたします。そして、なおから以降もありましたね、なお、飼い猫を誤って保護し手術することを防止するために、保護等の実施にあたっては地域に十分周知することが必要と思われます。何か意見がありましたら。

ちょっと私は最後の部分で、言葉なんですけど、地域に十分周知することが必要と思われますというのが、その地域の住民の方なので住民にという言葉でもいいのではないかという気もしたのですが、ちょっと細かい点なんですけど、何か意見がありましたら、いただけたらと思います。

表現として、地域に周知する。住民に周知する。イメージなんですけど、どんな感じなんですかね。法的にどうなんですかね。

委員：

行政がどちらを使うかということで。

会長：

使いやすい方でよいということですか。

委員：

私はこれでいいと思うのですが、つまり、対象猫は所有者のいない猫でいいと思っていますけど、たしか前回の論議で、飼い猫でも必要なんだという意見の方もいらしたので、その方の意見を優先的に聞くべきだと思いましたが。私はこの文章は両論併記に近いかなと思っています。一応飼い猫もという意見を全く無視しているわけでもないのだから、飼い猫も必要ですよと

言った方が、この表現でよいのであれば前段は私は問題はないと思います。

会長：

前回、飼い猫についても助成があってもいいのではないかという意見も確かあったと思います。この中では、将来的な検討として、具体的には、今回は飼い主のいない猫ということで表現されています。前回、飼い猫についても助成があってもいいのではないかという意見は、なかったですかね。

委員：

私です。

会長：

この表現になろうとしています、大丈夫ですか。

委員：

結構です。

会長：

一応、将来的に検討するという事で残していただいているという感じです。

ほかに何か意見はありますか・

委員：

てにをは的なことではないのですが、これでしたら行政的な書き方がこれであったら問題もないのですが、保健所に収容する猫とされていますが、収容される猫とする方が、主語の関係でどうかと思います。

会長：

なるほど、そういうことも言っていただければ助かります。これら1番のところの表現も含めて、この中では保健所に収容する猫の9割、保健所に収容する猫の8割というような表現があります。これだけみると、先ほど1番のところはこれでいいよということでしたが、1番と2番を比べてみると、出足のところの、保健所に収容する猫の9割が幼齢猫で、保健所に収容する8割が所有者のいない猫ということで、9割と8割で数字が違うけど先頭の出足は一緒というような表現にとられるかなという気はしますが、ただ、具体的にさらに読み解いていくと、保健所に収容する猫の9割が幼齢の猫で、その内の猫の8割が所有者のいない猫であろうなとは思ったのですが、少し分かり難いと言えば分かり難いというような感じはしましたが。そして、「する」とい

うのと「される」というのは、一応我々から答申することになりますので、「する」いうのを「される」とした方が適切でないか思います。

事務局：

意見を聞きながら直していきます。

会長：

内容を直しながら進めていきたいと思います。

委員：

2番の表題で助成対象とする猫となっているところも「される」と直した方がいいのではないかと思います。

会長：

これは、助成対象とする猫、される猫で、これは「する」でいいのではないかと思います。ただ、次に1行目の保健所に収容、今、「される」に直しましたが、案では「する」猫でしたが、確かに我々は保健所職員ではなく第三者になるので、保健所に収容「される」の方が適切なように思われます。

この「される」「する」について、「される」方がいいと思われる方は挙手をお願いします。皆さんいいですね。そしたらこの部分は「される」ということをお願いします。そして、先に言いました1番についても同じ文言で同じところであるので、収容する猫でなくて収容される猫というように直していただけたらと思います。

事務局：

直したところを赤色で表示させていただきます。

会長：

あと、2番のなお以下の文章の地域に十分周知するということが必要と思われましていうところを「地域の住民に」、「住民に」または「地域に」と、てにをは的な部分になりますが、いくらか好みもでてくると思われますが、皆さんの意見はどうでしょうか。

委員：

地域の住民にとされたことを踏まえて、確か、飼い猫を誤って保護して手術することを防止するために前回V字カットとかマイクロチップのことも論議されたので、それを具体的に書く必要はないと思いますが、そもそも目的だけ書くのではなく、飼い猫を誤って保護し手術することに

ついでに防止策を講じとか、防止策とは、確かV字カットとかマイクロチップをうめるとかで、それを地域の住民に知ってもらうという流れであると思うので、地域の住民に十分周知する内容をV字カットとかマイクロチップと細かく書かなくていいので、まず防止策を講じると、そして防止策を講じたことを周知すると、そういう事がわかるように書かないと、まず何をこれ周知するのかとい感じがしました。目的は書いているが何を周知するかわからないので、案としては防止するためにというよりは、飼い猫を誤って保護・手術することを防止するための策を講じ、保護などの実施にあたってはと、続いた方がいいのではないかと思います。要は防止策を講じなさいということと言わないといけないのではないですかと言いたいです。何を周知するか細かく書く必要はないと思うのですが、全く書いてないのもどうかと思います。最初、助成対象制度あること自体を周知させるのかと思いつつも読んでみましたが、なおって書いてあるので、そういう流れではないのかと思いました。

会長：

私も最初は、浅野委員に指摘されるまで助成対象制度のことを周知し、極端に言えば、飼い猫も離れてうろろしたりしているの、気を付けてくださいというような意味のことかと思っただけです。

委員：

マイクロチップは飼い猫にうめるということをしたり、飼い猫はほかに首輪をしたり、迷子札を着けたりというような努力義務があると思うのですが、耳カットに関しては手術済ですよという目印なので意味合いが違って来るので、この周知をするということは飼い猫を誤って手術することを防ぐということなので、その際には、手術をする予定の日が仮に決まっているのであれば、猫を家から出さないようにしてくださいとか、首輪とか迷子札を着けてくださいというような形の周知になると思います。

会長：

飼い主や住民にこの制度について周知するという意味で。

委員：

それであれば、保護など実施にあたって制度の存在や趣旨を地域の住民に十分周知することが必要と思われます。ということになりますね。要するに周知の対象を書いた方がいいなと思います。これ、もしかしたら余計な質問かもしれませんが、マイクロチップって、もちろん所有者

がいなければ絶対にもらえないものではないですか。だから、この猫は無宿の猫か所有者のいる猫かをみるのにマイクロチップを探せば、あったら絶対それは少なくとも完全に捨て猫ではないとわかりますが、それは簡単なことではないのですか。たとえば、身体検査機みたいのものを通したら、すぐにわかるというものではないのですか。要するにマイクロチップが防止策の1つになるのではないかと申して申し上げました。

委員：

動物病院の方がよくわかるのではないのでしょうか。

委員：

マイクロチップについては、チップリーダーという機械で背中をなぞるだけで識別するが、ただ、今現在、動物病院でも持っていない病院もあるくらいでマイクロチップそのものをしていない病院もあるみたいですから、今後、どの病院もはいるとは思いますが、そういう機械があれば可能です。一般の個人の方はまず無理ですね。

会長：

なお、以下からの2行ですが、具体的に、できればこの場で直していけばいいと思いますが、今のを言いますと、誤って保護して手術することを防止するために、保護等の実施にあたっては地域の住民に十分周知することが必要と思われれます。としています。この防止のためというのは。目的の方が。

委員：

目的ではなくて目的語ですね。周知することを何に周知するかということです。防止策でしたら防止策でいいし、もっと広く、さっきおっしゃっていたように助成制度の存在を周知させるのか、私はどちらでもいいのと思うのです。それを入れた方が文章の座りしてはいいのかなと思います。

会長：

個人的な意見なのですが、ここの周知の内容を少し大きく言うと助成制度を周知するのか、それとも誤って飼い猫を保護して不妊去勢手術をされたらいけないのかので、飼い猫について気をつけなさいということについての周知なのか。

委員：

両方入れればいいに決まっていますが、文章が長くなってしまえば、どちらにするのか、そ

れはもう好みの問題だと思います。

会長：

みなさんの意見を聞いてみたいのですが、いかがでしょうか。

委員：

補助制度そのものを周知する以前に、誤って保護・手術することへの周知ということを、しっかりしていかなければならないと思います。なおとしてありますから、補助対象のことに関しては将来的な検討ということで上に書かれていますので、なお、飼い猫にとって誤った**ときのこと**に対しての対応ということを書いていくべきだと思います。

会長：

いかがでしょうか。

委員：

今、おっしゃられたように前段で助成制度についてうたわれており、どちらかと言うと委員が言われたように誤って手術を実施しないような表現でいいと思います。

委員：

あくまで、地域の住民に周知をするのが市なのか、それとも実施団体なのかで違ってくると思います。市が周知するのは助成対象とする範囲で、あと実施団体が猫を保護し手術するのにあたって飼い猫を誤って保護することがないようにということなので、それぞれにきちんと主語と述語をつけて周知することが必要というような文言にすれば、くどいけれど間違がないと思います。決して、市が保護して市が手術するのではなくて、そこは後ででてくる助成対象者となる実施団体及び実施者が飼い猫を誤って保護し手術することがないように、飼い猫を誤って保護し手術することを防止するという2つの側面があると思うのですが、飼い猫であるということをわからずに実施しますということと、自分は飼い猫だと知ってはいたが助成対象とする範囲がよくわからずに実施してしまったという間違い方があると思うので、そこは、それぞれのケースに応じてはっきり書いた方が誤解がないと思います。

会長：

考え方としたら、助成制度についても当然周知するし、更にはその中での注意事項としては、飼い猫を誤って手術しないような防止策や注意事項を記入できたらいいなということですね。

どうでしょうか。

委員：

私は、最初は飼い猫を誤って手術してしまわないことについての周知を考えましたが、この助成制度及び飼い猫を誤って保護してしまつて手術をしてしまうことを防止するような文言を入れれば完璧だと思います。

会長：

はい。では、実際に保護活動をされている委員はどうですか。

委員：

多分、団体というのも地域住民の1人で代表として活動されると思うのですが、近所付き合いがある地域とない地域があつて、新しい団地などでは、そういうクチコミでの情報交換というものがあまりないと思うので、回覧板など使つて周知するとか、掲示板を使つてという形で、具体的にそのような形になると思うのですが。制度としてこういう制度がありますという周知は、利用者にとって有益な情報ではないかと思うのですが、実際に団体が手術することに決まつて、手術しますということを住民に伝えるという際には、飼い猫を飼っている方に対して手術をすること知らせると思うので、周知の目的はどちらも違ってくるのではないかと思います。

会長：

そうすると、意見を聞きますと両方を書いておく方がより好ましいと思われるので、それで見ますと、助成対象にする猫について、なお、実施にあたっては、地域住民に助成制度を十分に周知し、飼い猫を誤って手術しないよう配慮をすることが必要であると思われます。一応、両方含めての短い文章で十分言えていないとも思いますが、このような感じでどうでしょうか。また、少し文言的におかしい箇所がありましたら意見をお願いします。

委員：

私が最初に申し上げたのは防止策を講じるべきだというのが始まりでしたけど、結論としてはこれで落ち着いたと思います。言いたいことは基本的に周知対象がはっきりしたので、これで結構です。

会長：

この文言で、てにをはも含めて意見のある方はおられますか。

それでは、この文言でいいと思われる方は挙手をお願いしますか。

はい、ありがとうございました。

(3) 助成金額について

会長：

それでは、3番目の助成金額について少し読ませていただきますと、費用の全額を助成する必要はないと考えますが、動物病院での手術費用や他自治体の助成額等を参考に、申請者の負担が大きくなならないような金額を助成することが望まれます。という事で、具体的な金額は入っておりません。書かれているのは全額を助成する必要はないと考え、そして手術費用の一部を助成することがいいであろう、また、その助成額についても、他の自治体等を参考にして市の方で決定していただいているのではないかということ。その中には、それでも申請者の負担がならないように出来るだけ大きな金額を助成してあげてくださいということも含まれての少し抽象的な答申案になっておりますが、これらについて何が意見はありますか。

前回の審議会で市の方で調べた金額で、中核市の助成額の平均とか手術費用の半額といったような具体的と言えれば具体的な金額と言った意見もありましたが。今の段階では少し曖昧な感じで、全額補助ではないよというだけで、後については市の方で他の自治体を参考に検討してくださいというような答申案になっているように思いますが、何か意見はないでしょうか。

委員：

実際に実施する病院サイドの意見としては、うちの病院では以前から野良猫料金として飼い猫料金の半額という形で実施させていただいているのですが、以前、市が調べていただいた前回の審議会の資料ですと大体雌で25,000円、雄で11,000円という額があったと思います。そして、各自治体の助成金も調べていただいていたのですが、雄雌とも10,000円の助成金がでている自治体もあるのですが、当然、雄の方の手術が比較的簡単、簡単と言ってしまってもあれなんです、麻酔時間も短くて済むこともありまして、以前もお話をしましたが、手術費用の平均額の半額でいいのではないかと思います。費用的なことについては全額となると市の負担する金額も大変なことになるのではないかと、頭数がどのくらいでるかは分かりませんが、自分は半額でいいかなと思います。

会長：

今、具体的に努力されている方の意見はどうでしょうか。

委員：

今、市の推進事業で補助金をいただいて手術費用にあてているような活動をしているのですけ

ど、動物病院の方に半額程度とかなり安くしていただいている、とても助かっていますが、やはり問題となる地域というのは野良猫の数が10匹以上いるということで、しかも、その数をゆっくり時間をかけて実施するというのでは効果がないので、10匹いたのなら10匹を半年以内とかスピード感を持って手術するというので、短期間にかなりたくさんの費用がかかってしまうので、全額とは言わないまでも半額ぐらい助成していただければ、動物病院の値引きの協力を得たりすることができたら手術もスムーズに行われるのではないかと思います。

会長：

どうでしょうか。

委員：

他都市では助成制度はどうなっていますか。100%行政がみているか、それとも申請者に負担を求めているのか。

会長：

前回の資料にもあったと思いますが、事務局の方から他の自治体の例をお願いします。

事務局：

手元に具体的な資料はないのですが、全額助成している自治体はなかったと思います。ただ、上限を決めて、それ以内の額の実費を助成するところばかりであったと思います。それとか定額ですとかの感じであったと思います。聞いたところでは上限を決めておいて、費用がそれ以下になると確かに全額助成されることになると思いますが。

委員：

答申を受けて、市の執行部が具体的なことを決めるのですか。このまま答申がでて、具体的なことは保健所が決めるのでしょうか。

事務局：

そうですね。今までお伺いした意見をもとに内部で精査させていただければと思います。

委員：

答申ですから、この文言でいいかなと思います。

会長：

ありがとうございました。最初の会議の時に、他の中核市等の金額を示していただいています。金額についてはどうでしょうか。

委員：

答申書の文言自体はこのままで書いてよいかと思いますが、具体的な金額としてはできるだけ対象者の負担が少ない方がよいと思います。一律ではなく、獣医によって価格も違うと思うので、費用の80%とか90%とか、かかった金額の何割とかを負担というのもいいかと思うのですが、予算的には定額にした方が予算を計上しやいすと思いますし、たとえば、手術する病院をこことこことか指定して手術してもらおうとかという事は不可能でしょうか。

会長：

ここの答申の中には書こうと思えば書けないことはないのですが、動物病を指定ということは聞いたことがなく難しいのではないかと思います。事務局はどうですか。

事務局：

市の立場上、病院を限定するということは公平性をかきますので、考える範囲では難しいと思います。ただ、周知する中で、自分は野良猫の手術が出来る出来ないという獣医がおられるとは思いますが、その中で実施される方は手をあげて、実施されないか方はされないのではないかと想像するのですが。少し限定することは難しいと思います。

委員：

飼い猫のみ手術される獣医、野良猫の手術をしない獣医もいらっしゃるみたいですので、野良猫もOKだという獣医もいらっしゃるということですね。

事務局：

それは委員の方が詳しいと思いますが、聞いた中ではやはりいろんな意見をお持ちだと思いますので、聞いてみないと分からないのですけど。

委員：

現実には金額的なことは聞いたことはないのですけど、実施されない病院はないと思います。どちらでも受けていただけると思います。

会長：

答申はこのままの表現でいいけど、そういう部分も考えられるという意見ですね。

金額についての表現はどうですか。

委員：

私は金額を入れた方がいいと思います。最終的に入るのかも知りませんが。そうしないと申請

する側もとっつきにくいと思いますし。

会長：

答申でいうのは市に対して具体的にこの金額がいいというのではなくて、市が実際に運用する時には金額を決められるのですが、その時の決め方としては、このようなことで全額助成ではなく、そして他の自治体を参考にしてください。更には申請者の負担が大きくなる事を望みませんという我々委員のまとめた意見として出そうとしています。それを受けて市が具体的な金額を検討するという事です。そして最終的には、市の要綱等で具体的な金額が書かれると思います。

委員：

文言の事ですけれど、費用の全額を助成する必要はない。これに関して、制度の趣旨を踏まえ数多くの所有者不明の猫を対象とするために、数多くの猫を処理するためにというような表現に代えられた方が費用の全額を助成する必要があるのか、ないのかというような事ではなく、趣旨のほうを入れられた方がいいのではないかと思います。

会長：

最初の部分を費用の全額を助成する必要はないと考えますが、という文章ではなく、少し抽象的な文章されるということですね。

委員：

そうですね。制度の趣旨を踏まえて数多くの所有者不明の猫を対象とするためとか、そういう表現の方がいいのではないかと思います。

会長：

数多くの所有者不明の猫を対象とするため。

委員：

表現とすれば、また、前回から申請者の負担が大きくなる等のことを含めて文章の作り替えをされた方がいいのではないのでしょうか。

会長：

制度の趣旨を踏まえ数多くの所有者不明猫を対象とするため。

委員：

動物病院での手術費用や他の自治体の助成額を参考に、そしてその後に申請者の負担が大きくなるという事が表現されたらと思います。

会長：

数多くの所有者不明猫を対象とするのと申請者の負担が大きくなるということとは若干相矛盾するのですが、趣旨としてはそのとおりで、それでいて、申請者の負担が大きくなるような金額を設定することが望ましい。

委員：

猫に対しても、申請者の負担ということも二つの事がありますので、踏まえて文章が作ればいいのかと思います。

出来れば、費用の全額を助成する必要がないというのは少しきつい表現であります。全額を負担すればより多くの猫を対象とすることができるということになります。

委員：

一度、文章を区切って作って見たらどうでしょう。例えば、本制度により数多くの所有者不明の猫を対象に避妊手術を適用できればと考えている。したがって、その意味では費用の全額を助成するよりは一定額に抑え、幅広い助成対象の猫を増やすのが望ましいと考える。その金額に関してはというふうに文章を繋げていくと、ひとつひとつの、やっぱり必要がないというのが表現としてきついので、全額を負担するよりは一定額で幅広い猫を対象とするというようなポジティブな表現方法の方が誤解がないのではないかと想います。必要がないと言ったら、いや、必要でしょうみたいな、うちの猫をやってくださいというような事になりかねないと思います。

事務局：

もう一度お願いします。

委員：

本制度により数多くの所有者不明の猫を対象に避妊手術を実施できることが望ましいと考えている。まずは、この制度が幅広い猫を対象にしたいと我々は考えている。その意味では全額を助成するのではなくて、手術費用の一定額を助成するのが望ましいのではないかと。その一定額の助成額に関しては一番下につなげる。ここをつなげると事務局の意図するところになるのではないかと。

事務局：

手術費用の一定額を助成するのが望ましいのではないかの後はどうなりますか。

委員：

手術費用の一定額を助成することが望ましい、具体的な金額に関しては実際の動物病院の手術費用や他の自治体の助成額等を参考に、なるべくたくさんの猫が手術を受けられるように、かつ、この二つは矛盾するのですが、実施者の負担にならないような額というのと幅広い猫ができるというのは矛盾するのですが。

会長：

本制度により数多くの所有者不明の猫を対象に不妊手術を実施できることが望ましいと考えます。そして。

委員：

1文目と2文目は、不妊手術を実施できることが望ましいので、全額を助成するのではなく、いうようにつなげられるのではないのでしょうか。それで、望ましいので、全額を助成するのではなく、手術費用の一定額を助成することが望ましいとなると、望ましいがつながるので難しいですね。

委員：

望まれる。

委員：

そうですね。望まれるですね。

会長：

具体的な助成額に関しては、動物病院での手術費用や他自治体の助成額等を参考に、申請者の負担が大きくなるような金額とすることが望まれます。

今、委員から意見があつて文言を訂正しておりますが、本制度により、数多くの所有者不明の猫を対象に不妊手術を実施するために、全額を助成するのではなく、手術費用の一定額を助成することが望ましい。具体的な助成費用に関しては、動物病院での手術費用や他自治体の助成額等を参考に、申請者の負担が大きくなるような金額とすることが望まれます。

委員：

一定額にするのか、半額等の割合にするかについての議論があると思いますが。それと、助成するのではなくという表現が雰囲気的によくないというか、誤解をあたえかねないという指摘があったと思いますが、元に戻っちゃって。要するに、本当は全額助成が望ましい。でも財政に限りがあるから一部助成にせざるを得ない。一部助成だとしても、申請者の負担が大きくなる

うな金額が望まれます。この流れでよろしいのだと思います。ですから、湯川委員も最初の方は、答申案を活かして意見をおっしゃってましたよね。いつの間にか、全部変わっちゃいましたが。ということで、財政に限りがある以上、費用の一部助成とならざるを得ない、しかし、具体的な助成金額については動物病院での手術費用や他自治体の助成額等を参考に、申請者の負担が大きくなりすぎない金額を助成することが望まれる。と、元の案をそのまま活かして、一部助成にせざるを得ない、その理由は財政に限りがあると書けばよろしいのではないかと思います。

数多くの所有者不明の猫を対象に不妊手術を実施するのが望ましい、しかし、財政に限りがある以上、費用は一部助成にせざるを得ない。で、後は答申案のとおりとすれば、つながりませんか。湯川委員の案で私はいいと思いますが、何も全部を変える必要はないと思います。

せざるを得ないという表現もきついですね。苦渋の決断であるという雰囲気にしたらどうかというのが私の趣旨です。

事務局：

今の表現だと、まるで市の人が出しているような言い方になっていますが。財政に限りがあるのはあくまで市のサイドの話でありますし。と予測されますとかをつけられたらいいのではないのでしょうか。

会長：

てにをはとか、ですます等は後でみていただきますとしまして、本制度により数多くの所有者不明の猫を対象に不妊手術を実施するのが望ましい、しかし市の財源に限りがあるため、財政額は手術費用の一部とせざるを得ないと考えられます。具体的な助成額に関しては動物病院での手術費用や他自治体の助成額等を参考に、申請者の負担が大きくなりすぎないような金額とすることが望まれます。というような事で集約されつつあると思われませんが、いかがでしょうか。

委員：

1番のタイトルは不妊・去勢手術となっていますが、3番と次の4番では不妊・去勢という言葉がないのですが、ないんですかね。

会長：

不妊・去勢の文言から始まりますが、不妊なのか避妊なのか、どちらですか。

事務局：

最近では不妊です。

会長：

不妊と言えば去勢も含むのではないのでしょうか。

事務局：

不妊・去勢手術というのが国に資料では示されています。

会長：

今、委員が言われたように、この同じ文章の中で不妊・去勢というのと不妊しかでてこないのはおかしいのではないかと思われまますので、この辺りは統一したいと思います。今の表現のところでは不妊・去勢という表現に統一していただきたいと思います。他に何か不妊・去勢というものも含めて意見等はありませんか。

委員：

不妊と去勢をするという事に関して半額は助成してほしいのですが、雌猫の方が雄猫に比べて費用が掛かってしまうので、また、飼い主のいない猫というのは飼い猫と比べて妊娠している可能性が高く、費用も嵩むということがあるので雌猫の助成額を雄猫より多めにした方が、保護される方の負担も軽減されるのではないかと思います。

会長：

今の意見につきましては、雄猫より雌猫の手術の方が経費的には多くかかるので、助成額は同一ではなくて、雌猫の助成を多くすることが望ましいという意見ですかね。

委員：

はい、そうです。

会長：

他の自治体によっても助成額が一定額というところもありましたが、雄猫と雌猫とでは差があった自治体もたくさんあった、その方が多かったと思いますが、今の意見を具体的な表現にすると申し訳ないが大変になると思いますので、多くの自治体でも差をつけていたと思いますので、表現としたら何も現れないかもしれませんが、して頂きたという気持をこめて、それらの自治体を参考にしてくださいというイメージでさせていただいていいですか。

委員：

はい。

会長：

最終的には1から4を通して、てにをはについては事務局において見てくださいますようお願いをしたいと思います。それではこの3番については、本制度により数多くの所有者不明の猫を対象に不妊・去勢手術を実施することが望ましい。しかし市の財源に限りがあるため、財政額は手術費用の一部とせざるを得ないと考えられます。具体的な助成額に関しては、動物病院での手術費用や他自治体の助成額等を参考に、申請者の負担が大きくなるような金額とすることが望まれます。ということでさせていただいてよろしいでしょうか。賛同の方は挙手をお願いします。ありがとうございました。

(4) 助成対象者について

会長：

4番目の助成対象者についてですが、実施にあたっては、動物の命を大切に考え、猫に不妊手術を受けさせ猫の寿命を全うさせようとする市民等が、利用しやすい助成制度となるよう配慮し、地域における所有者のいない猫に関する諸問題の解決の一助としてください。という案ででておりますが、こちらについて意見をいただきたいと思います。とりあえず、不妊・去勢手術に直してください。

委員：

表題が対象者についてですから、どういう対象者であるという表現が必要であると思いますけど、一助としてくださいで終わってしまっているの、一助になるような対象者にとこのような決め方をするというような表現で終わらなければいけないのが形式論です。中身に関しては、前回、個人でもいけるのか、いや、団体なのか、団体とは自治会ぐらいのまとまりがあるのか、グループならいいのかという激論があったと思いますが、それにはもう一切触れないのでしょうか。という2点について、1点は形式論で対象者は明示されてないですよということと、もう1点中身に関しては前回の議論は一切触れないのか、激論であったので両論併記のできない方針でいくのか、そこは論議された方がいいと思います。

会長：

対象者について具体的に表現されていないと考えられますが、前回の最後の方で議論させていただきましたが、対象者について事務局ではどのようにイメージされていますか。

事務局：

前回、いろいろな意見があったと思います。その中で、個人の方でも、個人といっても少ない単位でも申請し易い単位にしてほしいというのが大まかに言えば全ての意見であったのかと事

事務局では雰囲気としてとらえました。そこで、どういうふうな申請単位にするかは、ご意見を頂いた中では具体的にとりまとまっていなかったと思うので、申請し易い単位というところを検討させていただきました。

会長：

前回では、1名はいけないだろうということで、でも、2名だったら可かなという感じで受け止めていたんですが。

事務局：

具体的な内容を入れるかどうかという事ですよ。具体的な内容入れるかどうかについては、まとまってはいなかったんで、皆さんの意見を参考にさせていただきたいと思っていました。

会長：

今の4番の助成対象者については具体的な内容が抜けているので、ただ、この案では抽象的には利用し易い助成制度となるように配慮しというように示されています。そして、前回、1名ではなく2名ぐらいでいいのではないかという意見もあったと思いますが、私も最終的なそのような感じなるのではと思っていましたが。ここではまだ案の段階ですけど、ここに文言として入れることも可能だと思いますので、対象者について前回議論の続きで最終部分のまとめたものができればここにも入れることが可能だと思いますが、対象者に対する意見はいかがでしょうか。前回、確か1名はだめで、2名以上のことで議論をしていたと思いますが、それをここに利用し易いようにいうような事なので、具体的な事を入れれば、対象者について具体的にないではないでしょうか。

委員：

この審議会で助成対象者を決める方法の方針だけを示すのか、あれだけ激論があったのだから、一応、この審議会で助成対象者を個人にするでもいいとか、いや、グループにしないとけないという所までやるのか、ここで論議していくことであるけど、これだけですと方針だけを示していると、それはそれで結構ですけど、審議会は方針だけを示すことでまとめればいいんですけど、他の項目は、一応、助成制度は設けるのがいいですか、いいです。助成対象とする猫についてはどうですか、所有者のいない猫が原則です。助成金額については一部助成です。と、結論を出していったのに4番目だけ、方針だけ示すようになった事につき、そのままでいいですかという問題提起であります。で、私としては、やっぱりあれだけ激論があったのですから、個人でもい

い、いや個人ではだめというぐらいまでは出すべきだと思っています。あるいは、もし、あれだけ意見がちがうのであれば、個人だけでいいという意見とグループもしくは団体でなければいけないという意見に分かれたので答申できませんとはっきり書くか、私は、ともかくこのままでは物足りないと思います。

会長：

前回、最終的には委員は1名でもいいという意見の方でしたかね。私は1名ではなくていうような感じを持っていたのですけど。

委員：

1名でもいいと言ってましたかね。私としては申請者がいて、申請者が手術する対象の猫が飼い主のいない猫だという事が誰かによって証明されなければならないという話だったと思うのですけど、そうすると2名以上必要かなと思う。また、団体なのかグループなのかという議論もあったと思いますか、その辺りのことはよく分からないので、私は2名ぐらいが適当であるのではないかと思います。

会長：

少し戻りますが、私は、対象者についてはもう少し具体的な答申ができたらと思っています。そして、前回の中で、グループ・団体等という表現があったと思いますが、団体というものではなくても、もっと幅広く利用し易いように、そしてそれは個人、個人は1人では少し難しいであろうが、じゃ複数であれば、2人であればいいのではないかというぐらいの所まで議論が行ったと思っています。そして、この助成対象者について、申請する際に所有者のいないことについての証明というか、いないことの証明というの少し難しいこともあるのですが、ここでは対象者の方なので、申請される人が代表でなければならない、代表と言えば1人では代表とにならないから複数だという表現があったようにも思うのですが。委員、そのような感じでしたかね。

委員：

まさしくその通りで、要するに助成対象者を市の原案ではグループとか自治会としていて、それはどこに重きがあるかによって違ってくると思うのですが、私は前回皆さんの意見を聞いていた時は、飼い猫とかの不正申請があってはいけない、あるいは間違っって飼い猫を手術ないように飼い猫ではありませんという保証してくれるような人をつけるためにグループの方にいうことであれば、別に個人が申請して保証人が何人以上いればいいとかいうのであれば、何もグループ

にする必要はないのではないかと私は申し上げたと思いますが、要は、助成対象がグループかどうかというよりは、何のためにグループかあるいは個人にするかという事がはっきりしていなくて、この場合は利用し易い助成制度ということになれば、あまりグループである必要はないので、この答申の示し方はおかしいと思います。それでも、グループという必要があるのならば、こうこういうことで申請者はグループであると書くべきであると思います。

会長：

ここの表現を今の意見を中心にまとめるとしたら、猫に不妊・去勢手術を受けさせ猫の寿命を全うさせようとする市民等が、利用し易い助成制度となるよう、助成対象者は個人、複数名でも個人という表現はおかしくないですかね。私が今のところをまとめさせていただこうと思ったのが、ここの文言の中のどこかに個人、グループというより個人の方がより利用し易いのではないかと思うので、個人でも申請できるような文言を入れることができたらと思います。ただ、その個人いうのも1人では少しよくなって、前回の意見でも少なくとも複数、もう1人ぐらいいはいた方がいいのではないかと思ったものですから。

委員：

前回議事録の26ページ・27ページあたりに書いてありますが、委員がおっしゃっていたと思うのですが、2人以上のグループとなっていますが。

委員：

前回議事録の26ページあたりで私が言っている事は、前回の市の原案で申請できる者ということがあり、団体と自治会という名前があって、自治会は明らかに法律上の団体なんです。で資料に①団体とあって、ところがグループとか活動団体ともあったものですから、どの程度の団体にするつもりなんですかということ聞いたのですが。どの程度の団体というのはどういう意味かというと、例えば、法律用語を使いますと、権利能力なき社団というぐらい定款とか規則があって構成員がいて恒常的に活動してくれるものなのか、今回助成制度があったから、にわかで集まったようなグループでもいいのか、それは、はっきりさせなければいけませんね。当時は、原案としては申請できる者は自治会程度の団体であるというのが前提であり、また、1人ではだめであるという前提で話をさせていただいておりました。今回は1人でもいいのかという事は全く書かれていなくて利用し易いように書かれているので、じゃ、利用し易いというのは団体を前提にして利用し易いのか、そもそも利用し易いというのは団体とか自治会レベルまでのまとまりま

では要求しないので。すぐにでも皆がなるべく広く、自治会までのまとまりがなくても申請できるのか、どちらか分からないのではっきりさせた方がいいのではないですかという事です。そういうことを書くのが面倒くさいなら、このままでも結構ですけど、ここまで書いたのなら前回の議論を全然活かさないのかと思って質問しました。私個人としては団体がいいとか、個人がいいとかの意見をとっている訳ではあまりないのですが、あくまで整合性の問題です。

会長：

私は利用し易い制度となるよう配慮しというところで、1人以上であったらOKぐらいがいいのかと思っていましたが、そういう表現がないし、実際に具体的も何もないということなので、その表現を入れることができたらいいのかなと思っておりますが。皆さんはいかがでしょう。

委員どうでしょうか。

委員：

申請する人物の信頼性について、市が判断するうえで、2人であるほうがいいかなと思います。

会長：

1人より2人で市に判断してもらうようにしたらということですかね。

委員：

個人だとだめという訳でなくはなく。何かダメという表現ではないほうがいいと思います。

会長：

委員どうでしょうか。

松本委員：

その前に助成対象者についてですけど、これは市民のための制度ではありますが、申請対象者が倉敷市内在住とか通勤等に限られるのですか、それともそれに限らないかということも必要かと思えます。

会長：

その点について私は、この4番の中で、市民等のところで実際には市外で活動されている方が実施するのも含まれていると解釈していましたが。事務局はどのように考えていますか。

事務局：

前回お示しした団体としていた時のイメージの中においてですが、申請される方のイメージは市民だけでなく、通われていて日中は市内にいるような会社等に勤められているような市外の方

も含めれば対象者は広がるのではとイメージしていました。

会長：

この市民等の等の所には通勤者とか市外の人も含まれるということですね。

事務局：

はい、そうですね。

会長：

委員、表現の件でいつもお聞きして恐縮ですが、利用し易い助成制度ということで1人ということで、申請者だから申請者は1人でよいのでしょうかね。ただ、その時に飼い猫でないことについて前回も議論になったのですね。そういうことを担保とるためにも、もう1人は最低必要であらうと話でしたよね。

委員：

そういう話もありましたね。

会長：

表現はこれから検討しますが、それであれば、この助成対象者というのは個人であってもいいのでないか。少し考えてみると、助成対象者については市民等の利用し易いように個人等でも申請できるよう利用し易い制度となるよう配慮し地域における所有者のいない猫に関する諸問題の解決の一助としてくださいということで、そこで、もし個人と書いたら1人でも申請できることになってしまっはいけないと思ったものですから。というのが、私はまあ2人かなと思いましたが。

委員：

私は1人か2人ということに関して、地域猫活動とかも知ってはいますが実際に具他的に活動とかをしていないので全然わからないのですが、ただ、助成対象者は所有者不明の猫であることを十分に確認した上で申請を行わないといけない旨を書きおくことが、助成対象者の範囲について書いていますが、助成対象者はこうあるべきだと書けば、それが個人であろうが2人以上であろうが、手術対象猫が所有者不明の猫であるということをきちんと確認しておくべきであることを書いておけばいいのではないかと。次に、なぜ、1人ではだめなのか2人以上でないといけないのかということについては、それが所有者不明の猫であることの証明をするために必要であるということに。まあ、金銭が発生するということがあります。であるので、具体的な案はない

のですが、例えば、1番最初の市民等が利用し易いというところに、市民等が利用し易く適正な助成制度となるように配慮し、解決の一助としてくださいで1文目をとめて、次に、助成対象者は助成対象の猫が所有者不明の猫であることを十分に確認した後に申請を行うことが求められますとか、そこに書くことかという事は置いておいて、ただ、1人がいいのか2人がいいのかという話をするよりは、まず助成対象者はきっちりとそういう確認を十分する必要があるという事を書いた方が議論は先に進むような気がしました。間違っていたら、すみません。

会長：

助成対象者という表現だけであれば、個人か団体かグループかともとれるのですか。

委員：

私は委員の今の意見でよろしいと思います。個人か団体かというのは、言われたように適正な申請をする担保のために個人でもいいのか団体の方がいいのという議論であったと思いますので、それは当然の前提として話をしていたのですが、そもそも、それが当然だという前提ではないということなので委員が言われたように、利用し易い制度が望ましいのだけれど、不正な申請とかも、また、所有者がいる猫を間違っって手術しないように目的を達成するためにも、こういう申請対象者でなければならないと目的を書く、それが個人でもいいのか団体でなければならないのかは市に決定してもらおう事であって、もう書かないというのも、それはそれで結構だと思います。

会長：

2番のところ、助成対象とする猫についてはこうした云々ということで、ここの部分では、申請する時にはペーパーはグループや団体でなければ個人名で提出して、その中には所有者が不明であることについての了解を他の人からとっておりまして書類が付いてきて申請を受けることになるかと思って、そしてその時に受ける書類の頭のところの対象者は個人または団体で、個人としておけば団体でもOKであると思った程度に考えていたのですが。それは、おかしいところがありますか。

委員：

おかしくはないです。私はどちらかと言うと中身はあまり関心がなくて、助成対象者についてという表題があるから、方針だけを示すのか、会長みたいに個人とか団体とかと書くのか、あるいは委員のように対象は個人か団体かは別にして方針をもう少し具体的に書いて締めるのかにど

れかだと思えます。

会長：

時間も大分過ぎてきているので決めたいと思えますが、具体的に書く方がいいと思う方、また、抽象的でもいいということで方向性を決めて議論したいと思えますので、抽象的でもいいと思う方はどれくらいいますか、手を挙げてください。考え方について助成対象についてこういう方を対象とするという書き方をすることを抽象的ですけど、という書き方か、具体的に個人1人でもいいのだという書き方のどちらかでまとめようと思えますので、まず、先ほど湯川委員が言われたような、こういう方を対象とするという表現でよい方は挙手をお願いします。

委員：

具体的には市が決めるという事になれば答申の中では、それでいいとも思えます。

会長：

ありがとうございます。

それでは、前日も議論をしいていることから具体的な表現でまとめた方がいいと思われる方は挙手をお願いします。

では、対象者について具体的に入れるような感じでまとめる方向で進めさせていただきたいと思えます。そうすると、表現的には当然思い等も表現しないといけないと思えますが、この中で、具体的な、1番最小単位としての表現は個人だと思えますので、個人でもいいでしょうかね。ここまですべてをまとめてみると私の意見では、1番最初の実施にあたっては動物の命を大切に考え、猫に不妊・去勢手術を受けさせ猫の寿命を全うさせようとする市民等が、個人でも申請できるよう利用しやすい助成制度となるよう配慮し、地域における所有者のいない猫に関する諸問題の解決の一助となるような対象者としてください。というような表現になると思うのですが、委員、いかがでしょうか。

委員：

地域のことをしている人のことなので、それで良いと思えます。私には、個人がいいか、複数かは少し難しいですね。

会長：

ほかにおかしいところはありますか。

委員：

おかしくはないですけど、先ほど委員が言われた趣旨がぬけていると思います。あれを入れな
いといけないのではないのでしょうか。

会長：

先ほどの。

委員：

助成にあたっては、助成対象者は助成対象猫が所有者不明の猫であることを十分に確認するこ
とが求められます。

委員：

ただし、でつなげれば。私はこれはいると思います。

事務局：

十分にの後は、どうでしたか。

委員：

確認することが求められます。

会長：

ただしとして、更に、助成にあたっては、助成対象者は所有者不明の猫であることを十分に確
認することが求められます。

委員：

十分に確認するものが何なのか書けていなかったの、助成対象者は助成対象猫がとするとく
どいですけど、主体がはっきりするのではないのでしょうか。

会長：

助成対象猫が所有者不明の猫であることを十分に確認することが求められます。この表現で言
葉のおかしい点はありませんか。浅野委員、このような表現で言葉でおかしい点とか法的にはど
うでしょうか。

委員：

文章的には得意ではないのですが、日本語としてはおかしくないと思います。

会長：

委員、いかがでしょうか。

委員：

助成対象者は個人なんですね。

会長：

助成し易いように配慮しということで個人でも申請できるということです。

委員：

それは、1人でもOKということですか。

会長：

ただ、この文章ではそれも可能になってきますが、多分、申請書の中には、1番下の所有者不明の猫であることを十分に確認することが求められますよという事の担保として申請者だけが所有者のいない猫だとするのはトラブルのもとになると思われしますので、何かを付けていただかなければいけないという表現がこの下の文言だということです。

委員：

以前言ったように、猫の相談を受けることが結構ありますが、基本的には個人から相談があります。したがって、申請は個人からだけど、1番最後の文言で担保することですね。これ、ケースバイケースで実際に犬でもそうですが、野良猫だと言っている、実際に捕獲に行った時に実は野良猫でなく、飼い猫だと言われたらトラブルのもとになるので、味方を付けておくことも必要であると思います。

会長：

他に何か案文で意見等がありませんでしょうか。無いようなので時間を経過しておりますので合意をいただいて、助成対象については、実施にあたっては動物の命を大切に考え、猫に不妊・去勢手術を受けさせ猫の寿命を全うさせようとする市民等が、個人でも申請できるよう利用しやすい助成制度となるよう配慮し、地域における所有者のいない猫に関する諸問題の解決の一助となるような対象者としてください。ただし、助成にあたっては、助成対象者は助成対象猫が所有者不明の猫であることを十分に確認することが求められます。という答申で、異議のない方は挙手をお願いします。

一応、1, 2, 3, 4番についての今回の猫の不妊・去勢手術助成制度についての答申案を骨格及び細かい点まで決まったと思います。そして、最終的にこれで答申するようまとめていただきたいと思います。ただ、てにをはについては後から全体を見回しておかしい点がありましたら、趣旨が変わらない範囲で訂正していただくということで事務局をお願いしたいと思います。

もう一点、これをまとめるにあたって、細かいところを修正していく過程で文言等の修正が必要であるとなったら、事務局だけとなると答申という都合上よくないと思いますので、私と副会長と事務局とのやり取りでまとめさせていただくという事を皆さんに了承いただきたいと思っています。よろしいでしょうか。それでは、調整して変更があるようでしたら、事務局はお願いいたします。

以上で、私の方の進行をこれで終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

事務局：

今後の予定ですけど、これから市の方で調整しまして日時を決めさせていただきます。それから市長に答申することになります。日程等が決まり次第、一応委員の皆さまにお知らせしますので、よろしくお願いいたします。そして、答申については、会長とできれば副会長に出席いただき答申していただきたいと思いますが、他の委員の方も絶対ということではありませんが、もし都合がつくようでしたら出席していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局：

それでは、本日はどうもありがとうございました。

閉会にあたりまして、保健所参事の赤在がご挨拶を申し上げます。

3. 閉会

閉会挨拶